



Citizens' Alliance for Saving the Atmosphere and the Earth

COP23・CMP13・CMA1-2 CASA 声明

パリ協定運用ルールの交渉加速を！

2017年11月18日（ドイツ・ボンにて）

地球環境市民会議（CASA）

11月6日から、島しょ国フィジーが議長国となって開催されていた気候変動枠組条約第23回締約国会議（COP23）は、11月18日未明（ボン時間）、決定を採択して終了した。

COP23の任務は、来年のCOP24で合意されることになっているパリ協定の運用ルールを準備すること、2018年の促進的対話の進め方を決めることであった。さらに、途上国が強く要求した、2020年までの先進国の約束を点検する「プレ2020」問題をどう扱うかも大きな問題になった。

パリ協定の運用ルールについては、各国の主張や提案を統合したペーパーが作成され、促進的対話についてはIPCCの1.5°C特別報告書のインプットを受け、排出削減の野心強化のための検証が開始されることになった。「プレ2020」については、削減目標の引き上げや資金などについて、2018年と2019年のCOPで検討することになった。COP23は基本的にその任務を果たしたと言ってよい。しかし、パリ協定の運用ルールについては、その内容が具体化しているとは言い難い。交渉時間は追加会合を含めても6週間しかない。可能な限り交渉をスピードアップする必要がある。

COP23のもう一つの焦点は、トランプ政権のパリ協定離脱宣言の影響であった。しかし、COP23の期間中にシリアが批准したことで、パリ協定から離脱するのはアメリカのみになることが確定した。また、アメリカの56%の人口を占める州や都市が参加する「We are still in」イニシアティブの活発な活動がCOP23の参加者を励ました。トランプ政権は、世界でも、国内でも、完全に孤立している。

また、石炭からの脱却の動きも加速している。11月16日には英国とカナダが主導して、石炭からの段階的廃止を宣言する「脱石炭に向けたグローバル連合」が、25の国や都市が参加して結成された。

日本は、石炭技術の展開を優先事項とする「日米戦略エネルギーパートナーシップ（JUSEP）」に合意したことで、「化石賞」を受賞した。ほとんどの先進国が脱石炭の動きを加速するなかで、日本はパリ協定に逆行する「特異」な国になってしまっている。

UNEPの「ギャップレポート」は、「2018年の促進的対話と2020年の削減目標の改定が、2030年のギャップを減らす最後のチャンス」だとしている。2020年までの3年間に人類の未来はかかっていると言っても過言ではない。

特定非営利活動法人 地球環境市民会議（CASA）

〒540-0026 大阪市中央区内本町2-1-19 内本町松屋ビル10-470

電話 06-6910-6301 FAX 06-6910-6302 電子メール office@casa.bnet.jp